

通園先の給食費の一部が戻ってきます！

給食費のうち、副食費部分について、月額最大5,100円まで補助します

Q. 対象者は誰ですか？

A. 白岡市に住民票があり、申請した方のうち以下のいずれか該当する方が対象です。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 令和8年度の市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子ども ※1 |
| 2 | 所得にかかわらず、小学校3年生までの子どもから順に数えて第3子以降の子ども |
| 3 | 生活保護受給世帯又は里親世帯の子ども |

※1：(A)本事業の対象判定における市民税額は、税額控除のうち住宅借入金特別控除や寄付金控除等の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市民税額としての所得割額と本事業の対象判定に用いる所得割額が異なる場合があります。

(B)父母が市民税非課税であり、かつ月収の合計が生活保護基準に満たない場合、同居の祖父母の市民税所得割額で算定をします。

(C)離婚が成立していない場合、別居していても父母の所得割額を合算して算定します。

Q. 預かり保育における、おやつ代も対象ですか？

A. いいえ。

ごはん・パンなどの主食代や、教育時間外の預かり保育におけるおやつ代などは給付の対象外です。

幼稚園に支払う給食費のうち、おかず代相当分を上限月額5,100円の範囲で補助します。

Q. 市町村民税所得割額は、何で確認できますか？

A. 下記の通知書又は課税証明書（1月1日時点住所地の市区町村で取得可能）です。

- ・給与から市民税が天引きされている方： 市民税・県民税特別徴収税額の通知書
- ・個人で納付している方： 市民税・県民税納税通知書

なお、当事業の審査には、住宅借入金特別控除や寄付金控除等の適用を受ける前の「所得割額」を用います。

Q. 両親が共働きの場合、どちらの課税額を確認すればいいですか？

A. 父母ともに課税されている場合は、合算して審査します。

単身赴任等で白岡市に令和8年1月1日現在で住民票がない場合には、課税証明書等の提出が必要です。

Q. 税の申告をしていません。申請できますか？

昨年は収入がなかったため、申告していません。対象になりますか？

A. 収入がなかったかどうかは申告がなければ、市ではわかりません。課税データに基づき、本事業の対象となるかどうかの審査を行うため、未申告の場合には申請いただいても却下となります。

未申告の方につきましては、昨年中の収入状況について、申告手続きを行ってください。

手続きの流れ

給食費支払い

給食費を幼稚園にお支払いください。

申請書提出

対象者に該当される方・助成を希望する場合は、申請必要書類を揃え、園へ提出してください。助成希望でない場合は、提出不要です。

審査

白岡市で対象となるか審査します。令和8年度の課税情報を審査基準とします。

通知・支払

申請に対する交付決定・不交付決定を通知します。年度末を目安に、幼稚園経由で支払いをします。

提出書類

☑ 様式1号「白岡市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書」

※対象の子ども1人につき、1枚必要です。

※下記に該当される方は、申請書以外に提出が必要なものがございます。

申請書以外に提出が必要な方

令和8年1月1日時点の
保護者の住所が
白岡市外の場合

1月1日時点の住所地で
発行される『令和8年度
市町村民税課税(非課税)
証明書』

生活保護を
受給している場合

生活保護受給証明書

里親の場合

措置決定通知書の写し

【提出先】

在園している幼稚園

【提出期限】

幼稚園が設定した期日まで

注意事項

- ☑ この事業は、単年度事業であり、年度を越えての申請はできません。
- ☑ 申請がない限り、白岡市で本事業の対象となるかどうか審査することはできません。本事業の対象に該当すると思われる方は、忘れずに申請書を提出してください。

【お問合せ先】

〒349-0215

白岡市千駄野445 はびすしらおか1階

白岡市 健康福祉部 こども保育課

0480-92-1111

hoiku@city.shiraoka.lg.jp

